

明石市交通バリアフリー基本構想とは

高齢化の進展、障害者の社会参加の促進に伴い、高齢者や障害者が気軽かつ安心して外出を楽しむことができるといった視点が、今後のまちづくりにおいて必要となってきました。

国は平成12年5月に『高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律』（通称「交通バリアフリー法」）を公布し、公共交通機関を利用した移動の利便性、安全性の向上とその周辺における移動空間の確保についての基本方針を示しました。

このような中で、明石市では旅客施設及び周辺地区のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、国の基本方針に基づき、「明石市交通バリアフリー基本構想」を策定しました。

